

## アメリカ

- 法令：ハッチ法
- 制限の概要：
  - ・勤務中、制服着用時又は政府庁舎内で政治活動をする事、公職の選挙の候補者となる事、選挙に介入する目的又は選挙結果に影響を及ぼす目的で自己の権限又は影響力を行使すること、政治献金を勧誘又は受領すること等が禁止されている。
  - ・大統領任命職等は上記の禁止行為も一部認められる一方、捜査機関職員、職業公務員である上級公務員（部課長級）等は勤務時間外でも政治活動への積極的参加はできない。
- 違反に対する罰則：懲戒処分又は 1000 ドル以下の過料

## イギリス

- 法令：国家公務員管理規範
- 制限の概要：
  - ・職務中、制服着用時又は公的施設内においては、いかなる政治活動も行ってはならない。
  - ・上級公務員（課長級以上）、上級公務員の直下のレベルの公務員及びファストストリーム育成プログラムの対象者については、全国的な政治活動が禁止されているが、地方の政治活動については所属省庁の許可があれば可能。
  - ・一般職員については、所属省庁の許可があれば全国的な政治活動及び地方の政治活動を行うことができる。
- 違反に対する罰則：懲戒処分

## ドイツ

- 法令：連邦官吏法
- 制限の概要：

政治活動を行うに当たり、公共に対する立場等を考慮して、節度と自制を保持しなければならないと定められている。
- 違反に対する罰則：懲戒処分

## フランス

- 法令：なし
- 制限の概要：

判例上、慎重の義務（政治活動の自由、表現の自由を前提とした上で、その表現の仕方が一定の限度を超えてはならないとする義務）が課されている。
- 違反に対する罰則：懲戒処分

※ 上記は、国家公務員法制における取扱い